

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト

設計・施工一括発注公募型プロポーザル

要求水準書

令和6年12月

東大和市

目次

第1章 総則	1
第1節 本プロジェクトの目的	1
第2節 本プロジェクトで整備する施設のコンセプト	3
第3節 本プロジェクトの概要	4
1 事業の対象となる施設	4
2 事業方式	4
3 事業の対象範囲	4
4 セルフモニタリングの実施	5
5 事業スケジュール(予定)	6
第4節 用語の定義	7
第5節 遵守すべき法制度等	7
第6節 諸条件	10
1 立地条件	10
2 敷地条件	10
3 運用開始期限	10
4 想定学級数及び児童等の人数	10
第2章 設計関連業務に関する要求水準	11
第1節 設計関連業務における基本的な考え方	11
1 建築計画の考え方	11
2 周辺環境・地球環境への配慮	14
3 構造計画の考え方	14
4 設備計画の考え方	15
5 周辺インフラとの接続	20
6 防災安全計画の考え方	21
第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準	23
1 新小学校	23
2 学童保育所	34
3 集会所	35
4 外構等	35
5 仮校舎	37
第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準	38
1 業務の対象範囲	38
2 業務期間	38
3 設計体制と管理技術者等の設置	38

4	設計業務計画書及び設計業務完了届の提出	39
5	基本設計及び実施設計完了時の確認	39
6	基本設計及び実施設計に係る書類の提出	39
7	設計関連業務に係る留意事項	39
8	設計変更について	40
第3章	施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準	41
第1節	業務の対象範囲	41
第2節	業務期間	41
第3節	業務の内容	41
1	基本的な考え方	41
2	工事計画策定に当たり留意すべき項目	42
3	実施体制	42
4	着工前業務	42
5	施工期間中業務	43
6	完成時業務	45
第4章	解体撤去等業務に関する要求水準	47
第1節	業務の内容	47
1	解体撤去業務に関する基本事項	47
2	着工前の準備業務	48
3	工事期間中の準備業務	48
4	工事完了時の準備業務	48
5	保険	48
6	近隣対応・対策	48
第5章	仮校舎建設業務(仮校舎の解体含む)に関する要求水準	49
第1節	業務の内容	49
1	基本的な考え方	49
2	着工前業務	53
3	建設期間中業務	53
4	完成時の業務	53
5	保険等	53
6	近隣対応・対策業務	54
7	完成見学会等の実施	54

添付資料

資料1 用語の定義

資料2 事業予定地位置図・接続道路現況図

資料3 事業予定地現況測量図

資料4 事業予定地地盤調査資料

資料5 事業予定地設備インフラ現況図

資料6 想定児童数及びクラス数

資料7 必要諸室リスト

資料8 施工関連業務に含む什器・備品等リスト

資料9 電気・機械要求性能表

資料10 仮校舎の概要

資料11 防球ネット整備位置図

資料12 小学校通学区域図

資料13 小学校・学童保育所の登下校・預かり時間

資料14 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想

第1章 総則

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、東大和市(以下「当市」という。)が東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)の実施に当たって、本プロジェクトを実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務に関するサービス水準を示すものである。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。よって、事業者の提案内容における水準が本要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容における水準を「本プロジェクトの要求水準」として優先的に適用する。本要求水準書に規定のない事項又は本要求水準書に疑義が生じた場合は、当市と事業者は誠意をもって協議するものとする。

本要求水準書の内容は、プロポーザルの実施により選定した受託者からの企画及び技術提案内容に基づき、当市と受託者で協議して内容を決定するものとする。

また、当市は事業者が行う設計関連業務、施工関連業務、工事監理関連業務及び仮校舎建設業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計関連業務、施工関連業務、工事監理関連業務及び仮校舎建設業務について、セルフモニタリングを行い、実施報告書(本プロジェクトの要求水準の全ての内容をリスト化し、セルフモニタリングの実施状況や本プロジェクトの要求水準の達成合否について分析・評価したもの)を当市に報告するものとする。

第1節 本プロジェクトの目的

公共施設の老朽化は全国的な課題となっており、当市では、公共施設等に関する中長期的な視点に基づいた老朽化対策と財政負担の平準化とともに公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、東大和市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 2 月)を策定しました。当該計画においては、公共施設の延床面積 20%削減に向けて取組を推進し、学校施設についても統合や周辺施設との複合化を進めることで、最適化を図ることとしています。

当市の学校施設は、昭和 30 年代から始まった高度成長期における公営住宅等の建設により、急激な人口流入に伴う児童・生徒の増加に対応するため、昭和 40 年代を中心に整備が行われました。その総床面積は、公共施設建物全体の約 60%を占めており、その多くは老朽化が進み、法定耐用年数を経過しており、一斉に更新時期を迎えようとしています。一方、児童数は昭和 56 年、生徒数は昭和 60 年のピーク時に対して、40%以上減少しています。

このような状況の中、当市の教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画(令和 2 年 7 月)」、「東大和市学校施設長寿命化計画(令和 4 年 1 月)」を策定しました。これらの計画では、令和 9 年度に第七小学校と第九小学校の統合を行い、第七小学校の校舎を建替え、新校(統合校)(以下「新しい学校」という。)を開設することとしています。

その後、新校舎建設に向けての検討の中で、建築資材高騰による建設費用の調整や、第七小学校と第九小学校の児童が円滑に新校舎での学習を開始できるよう、先に学校を統合した上での児童の

交流の必要性の検討等により、令和 9 年度新校開設予定のスケジュールを見直すこととしました。

見直し結果を踏まえ、令和 8 年 4 月に学校を統合し、令和 10 年 2 学期の新校舎開校を目指します。

新しい学校の建設に当たっては、今の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、快適な環境で学ぶことができ、充実した学校生活を送ることができるよう、今後の教育環境の変化にも対応可能な新しい時代の学校とするとともに、第七小学校と第九小学校の伝統を継承しながら、集会施設や学童保育所を複合し、地域のコミュニティの核としての役割を備えた学校施設の整備を目指します。

なお、今後、市内小・中学校の全校の更新等が連続することから、財源に限りがあることも踏まえた上で、新しい学校の施設整備を計画します。

こうした背景から、当市では、令和6年1月に「東大和市立第七小学校・第九小学校 統合新校建設基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。基本構想は、令和10年2学期の供用開始をめざす新しい学校の新校舎等を整備するに当たり、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方をまとめたものです。本プロジェクトは、基本構想の内容を踏まえて、当市らしい施設整備を実施することを目的とします。

※東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルは、令和6年6月に実施したところ不調となったことから、スケジュール等を見直し、再度実施することとしました。そのため、学校の統合や新校舎開校の期日を変更しています。詳細については、本要求水準書6ページ又は東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要領をご確認ください。

第2節 本プロジェクトで整備する施設のコンセプト

学校施設は、子どもたちの学習の場であるとともに生活の場であり、施設の教育環境を整えることは、子どもたちの健やかな成長や発達を促し、豊かな人間性を育む上で、また、子どもたちの学習をより充実したものとする上で、極めて重要なことです。

また、学校施設は、地域住民にとってもっとも身近な公共施設であり、生涯学習等の場として利用される地域コミュニティの拠点であるとともに、非常災害時等には避難場所として利用される重要な役割を担っています。

新しい学校の建設に当たっては、これらの役割を果たす学校の整備を目指します。

当市の目指す学校の実現に向けて、以下の5つを新しい学校建設のコンセプトとします。

<5つのコンセプト>

1 学力、人間性を確かなものとする学校づくり

- ・児童の個性に寄り添える教育環境の整備
- ・ICTを活用した個人学習や協働学習の充実を図る教育環境の整備
- ・児童が集い相互理解をしあえる場や、多様な学習に対応できる教育環境の整備
- ・ユニバーサルデザインに基づく環境整備

2 地域コミュニティの核となる学校づくり

- ・コミュニティ・スクールの推進により地域と連携が図れる環境整備
- ・公共施設の複合化による地域の拠点となる施設整備

3 安全安心で快適な学校づくり

- ・居心地の良い生活空間（空調設備、トイレ等）の整備
- ・校舎全体が明るく、安全安心な空間の整備
- ・周辺の環境や景観等に配慮した学校整備

4 防災拠点としての学校づくり

- ・避難所施設としての防災機能の整備
- ・要配慮者等すべての人が利用しやすい施設整備

5 脱炭素社会に貢献する学校づくり

- ・エネルギー消費量やCO2排出量の削減に取り組んだ施設整備

<その他コンセプト>

今後、市内全校の更新等が連続することから、財源に限りがあることも踏まえながら検討を進めます。

第3節 本プロジェクトの概要

1 事業の対象となる施設

本プロジェクトの対象は、基本構想に基づき、以下の①から③までに掲げるものとする(以下、①のうちの新校舎、②及び③を総称して「本施設」という。)

- ① 新小学校(新校舎・仮校舎)
- ② 学童保育所
- ③ 集会所

※ ①の仮校舎は、東大和市立第九小学校の既存校舎とその校庭に増築する校舎(増築棟)を合わせたものである。

※ 単に「新小学校」という場合は、「新校舎」を表すものとする。

2 事業方式

本プロジェクトは、当市が事業者と締結する設計・施工請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計関連業務、施工関連業務、工事監理関連業務及び仮校舎建設業務を一括で行う方式(DB: Design Build)により実施する。

3 事業の対象範囲

本プロジェクトの対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

ア 事前調査業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等)

イ 新校舎の設計業務(基本設計・実施設計)

ウ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務
(関係機関との協議及び申請等の手続き)

エ 地域住民との懇談及び地域住民・市議会への説明等支援(検討会議や説明会等における資料作成及び説明等支援)

オ 学校の意見を聴く機会を設け、当市と協議の上、設計に反映

カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 施工業務

ア 新校舎の建設工事の施工業務(新校及び付随する外構、グラウンド、駐車場等を含む。)

イ 什器・備品等の調達及び設置業務(施工業務と一体的に実施するもので、別途当市が調達するものを除く。)

ウ 近隣対策・対応業務(周辺家屋影響調査を含む。)

エ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務(関係機関との協議及び申請等の手続き)

オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 工事監理業務

ア 新校舎の建設工事の工事監理業務

イ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務
(関係機関との協議及び申請等の手続き)

ウ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

④ 解体撤去等業務

ア 既存施設の解体・撤去工事(現第九小学校は除く。)

イ 解体・撤去工事後の外構工事

ウ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑤ 仮校舎建設業務

ア 仮校舎の設計業務及び建設工事業務(工事監理業務含む。)

イ 仮校舎使用後の解体・撤去業務(増築棟のみ)

ウ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務
(関係機関との協議及び申請等の手続き)

エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4 セルフモニタリングの実施

ア 事業者は、本プロジェクトの要求水準の遵守を目的として、事業者自らセルフモニタリングを実施すること。

イ 事業者は、各業務に係る「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、本プロジェクトの開始時に当市へ提出する。同計画書には、本プロジェクトの要求水準に対応した全ての内容をリスト化し、本プロジェクトの要求水準の達成合否を判定できる手法を記載すること。

ウ セルフモニタリングはプロジェクト期間を通じて常に実施し、セルフモニタリングの実施状況の報告は、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時及び当市の要請がある時において、当市に「セルフモニタリング実施報告書」として提出すること。

エ セルフモニタリング実施報告書には、実施状況や本プロジェクトの要求水準の達成合否について分析・評価を記載すること。ただし、セルフモニタリングにより本プロジェクトの要求水準の未達を把握した場合は直ちに当市に報告し、協議を行うとともに、当該事業の内容や影響、対応状況、改善方策についてセルフモニタリング実施報告書に記載すること。

5 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、下記のとおりとする。

設計・施工請負契約の契約期間	契約締結日の翌日～令和12年6月28日(金)
事業期間	契約締結日の翌日～令和12年6月28日(金)
設計・施工期間	契約締結日の翌日～令和12年6月28日(金) ・仮校舎施工 令和9年1月29日(金)まで ・新校舎施工 令和12年1月31日(木)まで ※仮校舎解体(増築棟のみ): 令和12年4月1日(月)～令和12年6月28日(金)
開校準備期間 (完成見学会、学校使用説明会 含む)	令和12年2月1日(金)～令和12年3月31日(日)
運用開始日	・令和9年4月1日(木)から仮校舎供用開始 ・令和12年4月1日(月)から新校舎供用開始

第4節 用語の定義

本要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

第5節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)・条例等を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)等、参考資料についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、適宜参照すること。

【法令・条例等】

1) 学校、学童保育所関係

- ・学校教育法
- ・小学校設置基準
- ・学校環境衛生基準
- ・児童福祉法
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・その他関連する法令等

2) 都市計画・建築関係

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・景観法
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築士法
- ・その他関連する法令等

3) 環境・建設関係

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・電気事業法
- ・建設業法
- ・その他関連する法令等

4) 東京都の条例等

- ・東京都建築安全条例

- ・火災予防条例
- ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例
- ・東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・その他関連する条例等

5) 東大和市の条例等

- ・東大和市立学童保育所条例
- ・東大和市立地区集会所条例
- ・東大和市街づくり条例
- ・東大和市開発事業基準
- ・東大和市緑化基準
- ・その他関連する条例等

【要綱・基準等】

本事業の実施に当たっては、次に掲げる基準等と同等以上の性能又は仕様とすること。なお、設計及び工事着手時点での最新版を適用することとし、解釈に関して疑義等が生じた場合は当市と協議の上、適否について決定すること。

- ・建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・建築構造設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準令和3年度版
- ・公共建築工事標準仕様書建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書電気設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築物整備の基本指針(東京都財務局)
- ・東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)
- ・都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン(東京都財務局)
- ・構造設計指針・同解説(東京都財務局)
- ・東京都建築工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・東京都電気設備工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・東京都機械設備工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領(東京都財務局)
- ・日本建築学会諸基準

- ・東大和市公共建築物環境配慮整備方針
- ・その他、本事業に必要な関係基準等

【参考資料】

- ・学校のネットワーク改善ガイドブック(令和6年4月／文部科学省)
- ・学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集(令和4年6月／文部科学省)
- ・「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月／文部科学省(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議／新しい時代の学校施設検討部会(全10回)))
- ・避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(令和2年3月／文部科学省)
- ・効率的かつ効果的な学校施設の整備に関する事例集(平成31年2月／文部科学省)
- ・学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～(平成27年11月／学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)
- ・学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～(平成25年3月／学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)
- ・新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～(平成22年1月／文部科学省)

第6節 諸条件

1 立地条件

本施設が立地する本プロジェクト予定地の立地条件は、以下のとおりである。

項目	内容
所在地	東大和市芋窪5丁目1171番地
敷地面積	14,187㎡
地域地区等	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	40%
容積率	100%
防火地域	準防火地域
高度地区	17m第二種高度地区
日影規制	日影規制 :3時間/2時間 H=4.0m (隣地北側)3時間/2時間 H=1.5m
接道状況	北側、西側:市道第750号線 幅員7.5m (建築基準法第42条第1項1号) 東側:市道第929号線 幅員4.0m (建築基準法第42条第1項1号)
その他	・敷地は空堀川に隣接しており、周辺には学童保育所第七クラブ、芋窪集会所、芋窪老人集会所が立地する。 ・新校舎建設のための仮校舎は、別地に設置する。

2 敷地条件

本施設が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

- ① 敷地の現況 :「資料2 事業予定地位置図・接続道路現況図」
「資料3 事業予定地現況測量図」
- ② 敷地の地質及び地盤:「資料4 事業予定地地盤調査資料」
- ③ 設備インフラ :「資料5 事業予定地設備インフラ現況図」

3 運用開始期限

本施設は、令和12年4月1日から運用開始の予定である。

4 想定学級数及び児童等の人数

現時点では、令和12年度における新小学校の学級数は18クラス(児童数480人程度)、その他特別支援学級5クラスを想定する。また、学童保育所は利用児童数100人を想定とする。

第2章 設計関連業務に関する要求水準

第1節 設計関連業務における基本的な考え方

1 建築計画の考え方

(1) 配置計画

本施設については、児童や職員だけではなく、保護者や地域利用者など、多様な人が利用することを想定している。このことを踏まえ、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、基本構想の内容を踏まえた上で、以下の項目に留意して、均衡のとれた見通しのよい施設配置とすること。

また、近隣の住宅等との離隔距離を可能な限り確保すること。

- ア 児童の通学、地域利用者の地域開放諸室へのアクセス、車両動線、配膳室への給食等の搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- イ 騒音、振動、排気、日影、景観、電波障害及び夜間照明の影響等、近隣の住宅環境に十分配慮した計画とすること。近隣への電波障害等が発生した場合には、適切に対応すること。
- ウ 効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさ等の維持管理・運営に配慮した配置とすること。
- エ 新小学校、学童保育所、集会所の各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、可能な範囲で各施設内での諸室・スペースの共有化を図り、本施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- オ 本施設の利用者のための駐車場として10台分以上、可能な限り多く設けるとともに、建物までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。また、校舎への入口に近い位置に、障害者等用の駐車場1台分以上を配置すること。
- カ 児童等の将来の人数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう、増築、間取りの変更等、柔軟性を持たせた建物構造や配置とすること。
- キ 体育館(屋内運動場)は、地域利用者が利用できるよう、適切に配置すること。
- ク グラウンドは、面積や日照の確保に最大限配慮して配置すること。
- ケ 学童保育所は、新小学校の校舎と一体の建物として1階に配置し、独立して使用できるよう個別の玄関を計画しつつ、専用動線を確保すること。
- コ 集会所は、新小学校の校舎と一体の建物として1階に設置し、独立して使用できるよう個別の玄関を計画しつつ、専用動線を確保すること。また、本施設内での連携・交流に配慮した配置や計画とすること。
- サ 新小学校の新校舎を建設する現在の第七小学校敷地については、地盤の高低差があるので、その高低差を考慮して計画すること。

(2) 動線計画・セキュリティ計画

- ア 敷地内では、歩車分離に配慮した動線計画とすること。
- イ 緊急時の避難がスムーズに行えるよう、避難経路を複数確保するなど、適正な動線を計画すること。
- ウ 緊急車両や、有事の際の物資搬入・搬出用車両は、可能な限り建物やグラウンドに接近できる動線に配慮すること。

- エ 本施設の安全性を確保するよう、校門には門扉、敷地外周部(全周)にはフェンスを設置すること。
- オ 本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、防犯監視カメラを校門や昇降口、廊下等の必要な箇所に設置し、監視モニターを職員室等に設置して一元管理ができること。
- カ 校門から昇降口への通路に防犯灯を兼ねた外灯を適宜設置すること。
- キ 新小学校の利用者が、職員・来客用玄関から職員室まで容易にたどり着けるように配慮すること。

(3) 仕上計画

1) 共通

- ア 本施設は、教育施設としてふさわしく、かつ、当市の特色や学校周辺地域の特色を活かした外観及び内観とし、周辺環境との調和を図るとともに、清掃しやすく維持管理しやすい仕上計画とすること。
- イ 仕上げ材については、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施工時における環境汚染防止に配慮すること。なお、有害な有機化学物質を吸着するような自然素材を使う等、シックスクール対策を十分考慮した製品を選定し、JIS 及びJAS のF☆☆☆☆を基本とすること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。
- ウ 仕上げ材については、各諸室の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高い部材の使用に努めること。また、危険な凹凸を避ける等、怪我をしない部材を使用し、経年劣化による剥落等を生じさせないように努めること。特に身体の不自由な利用者等への安全性に配慮すること。
- エ ライフサイクルコストの低減に配慮し、交換に係る費用が高価なものは、可能な限り避けること。
- オ 外気・風雨に接する部位では、原則、木材を使用しないこと。使用する場合は、腐食防止等の対策を施しメンテナンス性を高めること。
- カ 原則、外壁や屋根スラブコンクリート内に結露の原因となる打込み配管を行わないこと。
- キ 柱内に断面欠損となる打込み配管を行わずに済むように、LGS等で柱を付加するなどして、配管を通す空間を確保したり、スイッチBOXを埋込む空間を確保したりすること。
- ク 窓、ドア、扉等の建具については、児童等の安全性に配慮するほか、強風対策等に配慮すること。

2) 外装

- ア 外装については、使用材料、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化に寄与するよう計画すること。
- イ 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある材料を使用すること。
- ウ 大雨や台風等による風水害、積雪や凍結等による雪害に耐えうる構造とし、変形・破損等に伴う漏水が発生しないよう留意すること。

- エ 児童等の安全確保の観点から、屋根は、点検が容易な陸屋根を基本とすること。
- オ 保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。
- カ 漏水を防ぐため、屋根について十分な防水を講じること。建物内に漏水が発生しないよう、パラペットの立ち上がりを高くする、あるいはパラペット周囲から浸入を防ぐような屋根の重なりとするなど、建物全体の形状を計画すること。
- キ 屋根材の重なり部分は、上面(空)に向けてシールで処理しないこと。また、シールが切れたことにより、ただちに漏水が発生しないよう、屋根全体の形状を計画すること。
- ク 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。また、空調の無い空間や、ピロティ等の外気に面する空間の直上の床等についても、断熱化するなど考慮すること。
- ケ 外壁面は、割れ・落下の危険性やメンテナンス費用を考慮し、磁器質タイルの使用を避けること。
- コ 雨樋は、軒天及び建物内部への漏水を防止するため、建物外部を通すこと。
- サ 児童が屋外へ出る戸は、安全面を考慮し両引き戸を基本とすること。
- シ 屋外への出入口には、庇を設けること。
- ス 窓は、清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス窓を避け、開閉式の窓を基本とすること。また、建物外周部の窓は、原則として、複層の強化ガラスを採用するものとし、十分な断熱に配慮すること。
- セ すべての諸室の窓には、窓開放時に鳥類や昆虫類等が侵入しないよう、網戸を設置すること。
- ソ 外壁カーテンウォール等を設ける場合は、窓ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画すること。
- タ 鳥類や昆虫類等の半屋外スペースの軒裏や配膳室への侵入、高所、換気フード及び排水口等への住み着きを防ぐ構造とすること。

3) 内装

- ア 内部仕上げは、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、耐久性を考慮しつつ、木材(多摩産材を含む。)を必要に応じて取り入れること。
- イ 壁の仕上げ材は、児童等の蹴破り等に耐えられる仕様とすること。
- ウ 消火器等は壁面収納とするなど、壁には突起物がないよう計画すること。
- エ 可動間仕切りは、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫)で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性や耐久性に配慮すること。
- オ 大きな扉や重い扉は、使い勝手や耐久性の観点から、必要以上の開口寸法としないこと。
- カ 天井高6.0m以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。また、天井高に関わらず、水平投影面積が200㎡を超える天井は、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(文部科学省)に適合する仕様とすること。
- キ 床は、原則カーペットを使用しないこと(校長室等必要に応じて使用可)。

(4) ユニバーサルデザイン

ア 児童が本施設及び敷地内を不自由なく安心して利用できることはもとより、子どもから高齢者・障害者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

2 周辺環境・地球環境への配慮

(1) 地域性・景観性

プロジェクト予定地周辺との調和を図りつつ、地域の中心的な存在として親しまれる景観を本プロジェクトにより創ること。建物は、自然通風や自然採光に配慮し、明るく開放的で親しみのあるデザインとし、景観性を重視すること。

地域環境への対応としては、周辺の住宅地に近接することを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげ、本施設から周辺住宅へのプライバシーに配慮した計画とすること。

また、施工関連業務中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

(2) 環境保全・環境負荷低減

本施設については、環境保全・環境負荷低減の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入や設備機器の高効率化、自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材を活用するとともに、廃棄物発生抑制等を検討すること。

また、自然エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から工夫を図ることとし、そこで得られるエネルギーの供給及び利活用が可視化等によって児童等に対する環境教育を可能とするよう提案すること。

なお、本施設は、再生可能エネルギーを除く基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建築物(ZEB Ready)以上の基準を達成するものとする。

3 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020年版建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省住宅局建築指導課他編集)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)等に準拠すること。なお、これらの基準等を見直しが行われた場合には、最新の基準に準拠すること。

(1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」のII類とする。

(2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」のA類とする。

(3) 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」の乙類とする。

4 設備計画の考え方

本施設の設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、ガス設備の計画を行うこと。

なお、「資料9 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として、事業者による創意工夫のある提案を期待する。

(1) 共通

ア 新小学校の事務室等に中央監視盤を設置し、各種設備の一括管理が可能な計画とすること。

なお、学童保育所と集会所を含めた管理方法(一括か個別か等)については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

イ 保守点検や補修・交換、修繕・更新等の容易性、効率性に配慮した設備を設置し、ライフサイクルコストの縮減に寄与する計画とするとともに、設置箇所についても考慮すること。

ウ 省エネルギー、省資源に配慮した設備を設置し、光熱水費の縮減に寄与する計画とすること。

エ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。

オ 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。

カ 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。

キ 設備類は故障するものとして想定し、故障の際には、本施設の運営への影響が最小限となるよう配慮すること。また、吹抜けや体育館(屋内運動場)等の高所に設置せざるを得ない機器類は、容易に交換や清掃等の維持管理ができるよう配慮すること。

ク 資機材、部品等について、特注品の使用をやむを得ない場合に限定し、汎用品を積極的に使用すること。

(2) 電気設備

1) 照明・電灯コンセント設備

ア 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷を削減する計画とすること。

イ 教室及び体育館(屋内運動場)の照明は、文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、学習環境に応じて最適な照度となるよう計画すること。

- ウ 照明器具は、LED照明を基本とすること。
- エ 照明器具は、容易に交換や清掃ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球・電池等を使用しないこと。
- オ 照明器具、コンセント等は、児童の事故防止のため設置高さなどに配慮の上、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- カ 重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。また、各諸室のコンセントは前面、背面及び側面に配置すること。
- キ 施設内の廊下等の共用部や屋外にも適切な場所にコンセントを配置すること。
- ク 夜間における教職員の退勤に配慮し、職員室等から各施設の玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、各施設の施錠後に教職員等が駐輪場まで向かう動線上のアプローチに照明を設置すること。
- ケ 外灯は、自動点灯及び時間点灯が可能な方式とすること。
- コ 新小学校の体育館(屋内運動場)は、必要に応じた照度、演色性を得ることができる照明器具とし、照明器具等の破損による破片の飛散を防止する保護装置の設置や落下防止対策を行うこと。
- サ 新小学校の家庭科室、理科室、図工室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位(例えば図工室と図工準備室で一つの単位とする)で電源の管理が行えるよう整備すること。
- シ 新小学校の事務室等において、照明設備の一括管理が可能な計画とすること。なお、学童保育所と集会所を含めた管理方法(一括か個別か等)については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

2) 情報通信設備

① 情報通信設備全般

- ア ICT活用のための環境整備として、高速通信ネットワーク環境の整備を行うこと。
- イ 校長室、職員室、事務室、保健室、図書室及び学童保育所事務室、集会所事務室は、有線LANが使用できるように配管配線工事を行うこと。
- ウ 原則、本施設のすべての諸室において、無線LAN(Wi-Fiルーターを含む。)が利用できるように整備すること。
- エ 回線契約は1Gbpsベストエフォート以上を想定すること。
- オ PCなど情報端末への配線は、利用箇所付近まで埋め込み式とすること。
- カ 有線LANを整備する室は、配線等の取出しが自由に行えるよう2重床などで配線すること。
- キ LANケーブルはカテゴリ6A以上の規格とし、単体の敷設距離が100mを超える場合はネットワーク中継ハブで中継を行いネットワークパフォーマンスの維持を図ること。
- ク 今後のネットワーク技術の革新に対応し得る配線交換が容易な設備の設置を提案すること。
- ケ 上記アからクまでの水準を踏まえ、今後のネットワーク技術の革新に対応可能な設備を提案すること。

② LGWANネットワーク

- ア 新小学校の事務室内等に、ONUの設置場所を設け、校長室、職員室、事務室、保健室、図書

室及び学童保育所事務室、集会所事務室にLANを設置すること。

③ 学習系ネットワーク

ア インターネット回線が利用できるように整備すること。

イ 各教室(体育館を含む。)にWi-Fi及びLANを整備すること。

ウ 本施設内のすべての諸室及び体育館にLAN用アウトレットを整備すること。

エ 配線工事、配管工事及びLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。

オ 引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。

④ 校務系ネットワーク

ア 校長室、職員室(特別支援職員室含む)、事務室、保健室、図書室にインターネットに接続されたLANを設置すること。その他、必要に応じて、教員が配置される場所に設置すること。

※上記③と④は、統合する予定であることから、本市と協議のうえ適切に対応すること。

3) 誘導支援設備

ア 新小学校の教職員・来客用玄関と、学童保育所の玄関、集会所の玄関にカメラ付インターホン等、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。

イ 1階配膳室にカメラ付インターホン親機を、搬入口にカメラ付インターホン子機を、それぞれ対になるように設置し、必要な配管配線工事等を行うこと。

ウ 新小学校のエレベーターや各施設のバリアフリートイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室や保健室等に表示盤を設置すること。

4) 電話・施設内放送・テレビ受信

ア 職員室、事務室、校長室及び保健室で外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、また、校内諸室に内線電話を設置すること。設置する室は、添付資料7「必要諸室リスト」を参照し、本市と協議のうえ適切に設置すること。外線用の電話機は、教職員の業務時間外においては、業務時間外である旨を案内する転送サービスにつなげるとともに、録音機能付きとすること。

イ 施設内放送及びテレビ放送受信設備(CATV放送受信設備を含む)の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

ウ 施設内放送設備の配線仕様は、消防法上の非常用放送設備に対応できるものとする。

エ 近隣への影響を考慮し、グラウンド、半屋外スペース、ピロティ、駐車場・駐輪場への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕組みとすること。

オ 新小学校の施設内放送設備は、新小学校の職員室及び放送室から校舎内、体育館(屋内運動場)及びグラウンドに放送可能な設備とすること。なお、放送室はグラウンドに面して設け、放送室から屋外の様子を見ながら放送できるようにすること。

カ 新小学校のグラウンドには、レピーター盤を設置するなど、各種イベントに対応可能な設備を整備すること。

キ 新小学校の職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させること。なお、プログラムタイマーの時刻は、各諸室に設置する電波時計の時刻表示に合うよう計画すること。

5) 受変電設備・非常用自家発電設備

- ア 受変電設備をメンテナンスしやすいように配慮して設置すること。
- イ 分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。
- ウ 災害時等における停電に備えるため、停電時に稼働できる自立運転機能付きの非常用自家発電設備を導入すること。非常用自家発電設備を導入する場合の電力供給範囲は、当市と協議の上、対象となる諸室を計画し、必要な電源の確保及び照明設備の点灯、空調設備の稼働を可能とすること。なお、非常用自家発電設備の導入に当たっては、照明の間引き等により、危険物取扱者の配置基準未滿となるよう設置すること。
- エ 校舎屋上等に太陽光発電設備(10kW程度)を設置すること。設置場所、供給先、規模等については当市と協議すること。なお、近隣住民への光害とならないよう、太陽光パネルは低反射型とすること。また、自立運転機能付きパワーコンディショナ、防災負荷専用の配線及び蓄電池を組み合わせることで、災害時等の非常用電源として活用し、防災機能の強化がれるようにすること。
- オ 太陽光発電設備については、電力のピークカット等により、ランニングコストの低減に配慮した提案を期待する。また、児童の目に触れやすい場所に表示装置を整備し、自然エネルギーの利用、啓発に役立つよう配慮する提案を期待する。

6) 警備・防災設備

- ア 警備システムは、機械警備を基本とし、新小学校、学童保育所、集会所のそれぞれの管理区分を考慮して計画すること。設置場所は、職員室のほか、貴重品及び危険性が高い備品が収容されている室を基本とする。
- イ 警備システムの詳細な内容及び設置場所については、当市と協議の上、設計内容に反映すること。
- ウ 緊急事態時において、各諸室から職員室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的にすべての諸室に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。
- エ 本施設の出入り口には、地盤の高低差等に応じて止水板を設けるなど、建物が浸水しないよう、必要に応じて対策を講ずること。
- オ 新小学校を地域の防災拠点として活用(屋内運動場を避難所として活用)できるよう提案すること。
- カ 固定系防災行政無線のスピーカーを敷地内に1箇所整備すること。なお、新校舎建設中も、現在の第七小学校に設置されているスピーカーを活用する等によりスピーカーが機能するようにすること。

(3) 空調換気設備

1) 空調設備

- ア 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料9 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- イ 各諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニ

ングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。特に職員室は、1系統が故障しても、別系統で空調が維持できるなど、停止期間が無いようにすること。

ウ 体育館(屋内運動場)等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。

エ 可能な限り、各諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

オ 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定し、修理対応が迅速(1週間程度)なメーカー及び代理店等を選定すること。

カ 空調設備方式は、検討により提案を行い、当市との協議のうえで決定すること。

キ 新小学校の事務室等において、校舎内の各諸室のリモコンのほかにも全ての空調の電源管理、温度管理、スケジュール設定等の一括管理が可能な計画とすること。なお、学童保育所と集会所を含めた管理方法(一括か個別か等)については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえで決定すること。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとし、デマンド管理機能を持たせ、4段階以上でデマンド制御可能なものとする。

ク 全熱交換器を設置する等により、外気熱負荷を低減し、夏季や冬季における空調機の消費電力を削減するよう計画すること。

2) 換気設備

ア 各諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮するとともに、夏の高温防止対策を講じること。

イ 給排気口は、害虫・鳥・雨水等の侵入を防止する構造とすること。

ウ 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。また、カーテン等が干渉しないよう配慮すること。

3) 熱源設備

ア 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用すること。

(4) 給排水衛生設備

1) 共通

ア メンテナンス性を考慮し、天井内ではなくPS等に、器具、機器及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。

イ 建物導入部や別の構造体同士(受水槽→校舎等)を跨がる場合には、フレキシブルジョイントを適切に設置するなど、変位吸収を考慮すること。

ウ PS設計時には、将来の機器点検、更新を考慮し、適切なスペースの確保、予備スリーブの設置などを検討すること。

2) 給水設備

ア 原則として、給水設備は「資料9 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。

3) 給湯設備

ア 中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。換気は、原則外排気とする。

イ 電気温水器を設置する場合は、飲料可能なものとする。

4) 排水設備

ア 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと。

イ 空調機器や給湯器から発生するドレン排水は、バルコニー等の屋外であっても垂れ流しとせず、直接排水溝又は排水管へ排出されるよう計画すること。

ウ 1階トイレなどの水回りの下部にはピットを設けること。

5) 衛生設備等

ア 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。

イ 衛生設備は、高齢者及び障害者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。なお、低学年の児童に対して十分配慮すること。

ウ トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。

エ 手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。

(5) ガス設備

ア ガス管を床下に配管する場合には、ピットを設けること。

イ ガス設備を設置する場合は、用途・目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。

ウ ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

5 周辺インフラとの接続

(1) 接続道路

ア 敷地との接続箇所及び接続方法は、関連法令等を遵守したうえで、既存の条件に従うこと。

(2) 上水道

ア 接続方法等は、事業者にて東京都水道局への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

(3) 下水道

ア 接続方法等は、事業者にて当市への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

(4) 電力

ア 引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

イ 電力監視システムを導入し、デマンド管理を行うこと。

(5) ガス

ア 引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

イ 工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、本プロジェクトのサービスの対価に含むものとする。

(6) 電話

ア 引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

(7) 通信

ア 現況は事業者にて通信事業者に確認すること。

イ 引き込み方法等は、事業者にて通信事業者への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、学童保育所、集会所における管理方法については、効率性等を考慮し、最良の方法を提案し、当市と協議のうえ決定すること。

6 防災安全計画の考え方

(1) 災害時等の施設安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高いものとするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

特に体育館(屋内運動場)は、災害発生時における地域の避難所となることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。

(2) 避難所利用を想定した施設計画

地域の拠点となる指定避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、各諸室の配置や動線、防災設備等を計画し、トイレ・更衣休憩室等を適切に配置すること。また、ライフラインの早期復旧を見据えた計画とすること。

(3) 平時の施設安全性の確保

児童等の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全

柵(落下防止策等)やネット等を設けて、安全性を確保すること。窓の腰壁については、転落防止のため1,100mm以上とすること。

1階部分やグラウンドに面するガラス窓については、防犯対策や少年野球等の利用に配慮し、飛散防止フィルムを貼る等により、ガラスの衝突安全性を確保すること。

(4) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、本施設の保安管理に留意した計画とすること。

第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準

本プロジェクトの設計関連業務対象施設は、新小学校、学童保育所、集会所及び外構等とし、基本構想を踏まえて整備すること。その詳細は以下に示すとおりとする。

なお、本施設の諸室は、「資料7 必要諸室リスト」のとおりとし、その諸室面積や諸室数は最低基準とする。また、設置に際して工事を伴う一部什器等で、かつ本施設と一体化するものは原則として施工関連業務に含めるものとし、「資料8 施工関連業務に含む什器・備品等リスト」に示したものを基本に、必要な一部什器等を調達・配置すること。一部什器等の角や端部の曲面処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

1 新小学校

(1) 校舎

1) 共通

- ア 登下校時や休み時間における移動の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- イ 普通教室、特別支援教室、特別教室を1階に配置する場合は、原則掃き出し窓を設置すること。
- ウ 各教室は、自然通風や自然採光に配慮し、明るく開放的で親しみのある室とすること。また、直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を施すこと。
- エ 各教室(特別教室を含む)には、黒板の機能を有する設備を設置すること。なお、黒板は、黒板と映写機能の両方を備えるとともに、上下に可動する仕様とすること。また、資料等の貼付けが可能で、光の反射を考慮し児童が見やすいものとする。
- オ 各教室の内壁には可能な限り掲示スペースを確保すること。
- カ 内部に吹抜け空間を設ける場合は、室温の不均一さへの対応やランニングコストへの影響、ガラスの破損や児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した計画とすること。
- キ 大階段を設ける場合は、通路としての利用のみならず、集会や児童の活動スペース等としての利用ができること。
- ク 中庭等の外部空間を設ける場合は、児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した計画とし、床に苔が発生しないよう湿度対策を講じること。また、中庭等の外部空間は、水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮した上で、授業等での活用が可能となるよう、内履きのまま利用できる計画とすることが望ましい。
- ケ 雨・風・砂等の観点から、外部廊下等は可能な限り計画しないこと。
- コ 教職員が執務を行う諸室は、良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、可能な限り諸室間の動線が短くなるよう計画すること。
- サ 地域利用者が利用する諸室(「資料7 必要諸室リスト」)は、地域利用者が校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるように配慮して配置すること。
- シ 給排水設備を有する室は、漏水等が懸念されることから、職員室の直上には、配置しないこと。

2) 教室

① 普通教室

- ア 1学級当たり児童数を35人とし、児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、学校家具に関するJIS改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること。
- イ 普通教室には大型モニター(60インチ以上)を設置し、ゆとりを持った広さ(黒板設置面から前方方向を縦とし、縦方向9m以上×横方向8m以上)とすること。
- ウ 同一学年の普通教室は、原則として同一階、同一区画にまとめて配置すること。
- エ 学習への興味・関心を高めるよう、掲示スペースの設置や、視聴覚機器及び情報機器の活用を踏まえた教室とすること。また、教室内の前面の壁には、1日の授業予定等を板書する学習予定黒板を設置する等の工夫をすること。
- オ 児童の個人用ロッカー(ランドセル、水筒、絵の具セット、習字道具、体育館(屋内運動場)シューズ、リコーダー、裁縫道具等を入れることができるロッカー)、児童及び教員の道具入れや用具庫等、必要な収納を確保すること。
- カ 児童の生活の場としての教室となるよう、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- キ 多目的スペースと連携し、グループ学習やICT機器を活用した多様な学習形態に対応できるよう整備すること。

② 特別支援教室

- ア 特別支援教室は、普通教室の半分程度の大きさのものを6室設置し、隣接する2室を1つの教室として一体的に利用できるよう教室間の間仕切りを可動壁とする等の工夫の提案を期待する。また、カームダウン等が必要な状況も想定し、一方の教室を前室として利用できるよう計画し、可動壁に扉を設けること等の工夫の提案を期待する。
- イ アの他に、特別支援教室として、プレイルーム(普通教室の大きさ)を設置すること。
- ウ ア、イに替えて、特別支援教室として、普通教室の半分程度の大きさのものを4室、普通教室の大きさのものを2室のレイアウトも可能とする。
- エ 障害の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置すること。
- オ 教室内に着替えスペースや収納スペース、手洗い(自動水栓)や作業等に対応できる水回り設備を設けること。なお、着替えスペースを適宜設けること。

③ 多目的室

- ア 多目的室は、学年単位での児童の学習活動が可能なたままとったスペースとし、タブレット端末等のICTに対応した設備を設置すること。
- イ 多目的室は、児童の交流の場、生活の場ともなるスペースとするとともに、普通教室と連携して、グループ学習やICT機器を活用した多様な学習、体験学習、総合的な学習、放課後子ども教室※、学習成果の発表や作品の展示、給食(ランチルーム)にも使用できる等、多様な活用が可能となるよう計画すること。また、個別学習、少人数指導に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じてパーティション等で区画して使用できること。
- ウ 多様な活動に適した各種家具等を配置すること。

※放課後子ども教室 … 放課後等に児童を対象として行う、学習や体験・交流活動

④ ことばの教室

- ア ことばの教室は、普通教室の大きさを4つの個別ブースに区切って使用できるように整備すること。
- イ 上記アの教室のほか、教職員が作業等に使用できるよう、隣接した作業室を設置すること。
- ウ 音への配慮を行い、防音対策を講じること。

⑤ 少人数・学習教室

- ア 少人数・学習教室は、フレキシブルな活用に対応できるよう、工夫すること。

3) 特別教室

① 理科室

- ア 理科室は、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。
- イ 理科室には、実験用机や必要となる各種設備を適切に配置すること。また、各机には実験用の直流電源装置及びコンセント、蛇口、シンクを配置すること。
- ウ 理科室及び理科準備室は、収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- エ 理科室及び理科準備室は、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- オ 理科準備室は、理科室から直接出入り可能とすること。

② 音楽室

- ア 音楽室は、良好な音響環境を備えるとともに、他の教室や近隣に迷惑がかからないよう、高い吸音性、遮音性を確保すること。
- イ クラスの合唱や吹奏楽などの練習や発表が可能となるよう計画すること。
- ウ 児童や地域の方などが集まって音楽発表等のできる場として活用できるような広さを確保することが望ましい。
- エ 音楽準備室は、使用する楽器類を十分余裕をもって運搬・収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

④ 図工室

- ア 図工室は、絵画や造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備すること。
- イ 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、学校用としての作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- ウ 図工準備室は、図工室から直接出入り可能な配置とすること。また、作品棚を設置すること。

⑤ 家庭科室

- ア 家庭科室は、被服台での裁縫と食事等、一体的利用が可能となるよう計画すること。また、冷蔵庫・洗濯機置き場についても考慮すること。
- イ 教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- ウ 衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- エ 家庭科準備室は、家庭科室から直接出入り可能な配置とすること。

⑥ 図書室

- ア 図書室は、学習の場だけでなく、交流の場や生活の場としても利用できるよう配置し、児童の自主的な学習をサポートするため、メディアセンター(読書・学習・情報のセンター)として整備すること。また、児童が気軽に立ち寄り、自発的に読書等を楽しめるような雰囲気とすること。また、児童が学習しやすいスペース、書架の配置とすること。
- イ 図書室の規模については、1クラス以上が同時に使用できるようなスペース(机・椅子を設置)を確保すること。書架については、文部科学省の「学校図書館図書基準」に基づき、適切な冊数の図書を配架し、書籍の将来的な増加を考慮して計画すること。
- ウ コンピューター端末等でオンラインデータベースにアクセスし、電子資料の利用や蔵書検索が可能となるよう必要な機器及び通信環境を整備し、児童が主体的に調べ学習を実施できるよう計画すること。
- エ 多様な学習形態に対応して機器の配置換えができること。
- オ 設置する本棚等の什器・備品は、地震等の揺れによる転倒がないよう固定すること。
- カ 図書室は、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。

4) 管理諸室等

① 校長室

- ア 校長室は、職員室に隣接し、来賓の応接スペース、金庫を設置すること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯コーナーとの動線に配慮すること。
- イ グラウンドや外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動がしやすい位置に配置すること。

② 職員室等

- ア 教職員(職員室の常時利用者を約50人と想定)が十分に入り、200㎡以上を基本として円滑に事務作業や打合せ等ができる広さとすること。また、使いやすい位置に書庫及び収納棚を配置すること。
- イ 職員室は、昇降口やグラウンド、外部からのアプローチ部分からの見通しがよく、校内各所への移動がしやすく、緊急対応ができる位置に配置すること。また、将来の教員の増等に対応できるよう配慮すること。
- ウ 職員室には、校内集中管理ができる総合盤、マイク・スピーカー等の音響設備を設置すること。
- エ 職員室には見やすい位置に鍵置き場を設置すること。

- オ 職員室の床は、OA フロアとすること。
- カ 印刷室及び放送室、給湯コーナーを職員室と一体的に計画し、連携に配慮すること。
- キ 印刷室は、印刷機からの騒音に配慮した計画とすること。また、教職員が教材づくり等を効率的にできるよう十分な作業スペースを確保すること。
- ク 放送室は、教職員だけでなく児童の利用にも便利で、グラウンド等を見渡せる位置に整備すること。
- ケ 放送室は、防音に配慮するとともに、放送室から各教室に映像を流すことができる設備を設けること。

③ 職員更衣休憩室

- ア 職員用に男女別の更衣休憩室を設置すること。
- イ 教職員が効率よく執務に取り組めるよう、職員室に近い場所に設置すること。また、教職員が体調不良時には身体を休めることができるよう、プライバシーに配慮した計画とすること。

④ 保健室

- ア 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- イ 保健室は、1階に配置し、急な怪我人や病人がでたときに救急車の搬送など緊急対応ができるよう、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。
- ウ グラウンドへ円滑に出入りできるようにすること。
- エ 保健室の出入り口は、2箇所以上に設けることが望ましい。
- オ 保健室内に脱衣スペースを設けること。
- カ ベッドを2床以上配置できるスペースを確保し、収納庫・物入れ(布団収納等)、流し台、洗濯機パン、スロップシンク(水を貯めながら汚れ物を洗える大きさ)、足洗い場(グラウンド側出入り口付近)を設置し、洗濯物や布団干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- キ 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書を保管する施設可能な保管庫を設置すること。また、適切な場所に担架を設置すること。
- ク 嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- ケ 児童の怪我等に対応するため、シャワー設備、流し、給湯設備を整備すること。

⑤ 事務室

- ア 事務室は、来校者にわかりやすい動線を計画し、来校者に対応しやすい仕様とすること。
- イ 校長室及び職員室と連携しやすい位置に配置すること。
- ウ 受付カウンター等を設置し、来校者用のインターホンを設置すること。
- エ 床は、OAフロアとすること。
- オ 来校者への対応のため、流し、給湯設備を整備すること。

⑥ 主事室

- ア 主事室は、より良い環境で学校生活を送るための様々な業務を行えるよう、適切な位置に配置すること。
- イ 流し台、洗濯機パンを設置すること。

⑦ 教材室

- ア 教材室は、各階ごとに職員室や教室の近く等適切な場所に配置すること。
- イ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

⑧ 教育相談室

- ア 教育相談室は、児童のカームダウンの場や面談等の場とするため、普通教室や保健室に近い場所など児童が速やかに出入室できるよう配置し、落ち着いた空間として計画すること。

5) 共用部・その他

① 昇降口

- ア 児童用の昇降口(両引き戸)は教職員・来客用玄関と別に配置し、来客者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- イ 児童は昇降口で外履きから内履きに履きかえるものとし、昇降口に、学年別に区分けした下足入れ及び傘立てを設置すること。
- ウ 昇降口は、全校児童が安全かつ円滑に出入りできるよう、校門やグラウンドとの動線に配慮した配置とすること。また、外履きの保管(長靴も含む)、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- エ 昇降口は、児童の交流を生むスペースであり、学校の顔として登下校が楽しくなるよう計画すること。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。

② 廊下

- ア 普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室に面する廊下には、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう計画すること。
- イ 廊下は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。
- ウ 廊下の壁には給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材、柱等には適宜コーナガード等を設置すること。

③ 階段

- ア 階段の落下防止手すりと歩行や動作を円滑にするための手すりを、目的別に設置すること。落下防止手すりの手すり子の内法間隔は、11cm以下とすること。歩行や動作を円滑にするための手すりは、階段の両側に2段手すりを設置し、全児童、教職員等が利用しやすい

ようにすること。

イ 管理上必要な際には屋上へ行けるように、階段は屋上へ通じる計画とすること。ただし、平常時は、屋上まで児童が立ち入ることができないようにすること。

ウ 階段は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。

④ 職員・来客用玄関

ア 職員・来客用玄関は自動ドアとし、駐車場、駐輪場からアクセスしやすい位置に設けること。

イ 職員・来客用玄関は、職員室への動線に配慮するとともに、児童用の昇降口から離して配置することが望ましい。

ウ 職員及び来客者は、職員・来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。

エ 職員・来客用玄関に隣接して、郵便受けを設置すること。

⑤ 職員・来客用トイレ

ア 職員・来客用トイレは、職員室に近接して男女別に設置すること。

イ 職員・来客用トイレは、衛生上、配膳室から直線距離で3m以上離すこと。また、配膳室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。

ウ 職員・来客用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。

エ 職員・来客用トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室室内からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。

オ 職員・来客用のバリアフリートイレを1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。

カ 職員・来客用のバリアフリートイレには、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。

⑥ エレベーター

ア エレベーターは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。

イ エレベーターは、昇降口からアクセスしやすい場所に1基配置し、各諸室に車椅子で移動できる計画とすること。

ウ エレベーターは、特別支援教室に近接して配置すること。

エ エレベーターのかご内から職員室及び昇降機保守管理業者に連絡できる装置を設置すること。

オ エレベーターのかご内には、荷物等の衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。

カ 緊急時等にストレッチャーを載せることができるよう、トランク付きエレベーター等にすることが望ましい。

キ エレベーターは、11人以上乗りを想定する。

⑦ 児童用トイレ

- ア 児童用トイレは、各階に2箇所ずつ程度男女別に設けること(うち1箇所は、特別支援学級用)。なお、休み時間に行列ができないことや将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。
- イ 児童用トイレは、衛生上、配膳室から直線距離で3m以上離すこと。また、配膳室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。
- ウ 児童用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- エ 児童用トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- オ 児童用トイレは、臭気が個室を超えてトイレ内に拡散しないよう、個室内で排気できるなど、給排気についても、より快適で清潔な空間となるよう配慮すること。
- カ 児童用トイレの照明は人感センサーによる自動照明とすること。
- キ 児童用トイレの出入り口には、扉を設けないこと。また、廊下から完全に見えなくならないよう、半透明スクリーン等で仕切る等の工夫があることが望ましい。
- ク 手洗いは自動水栓とし、手洗い場も児童数に応じて十分な広さを確保すること。
- ケ バリアフリートイレは、原則、各階に1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。

⑧ 手洗い場

- ア 普通教室及び特別支援教室の前に、児童数に応じた適正な数量の手洗いスペース(手洗い(自動水栓)・洗面用蛇口、掃除用洗い場1箇所程度)を設け、各諸室からの利用動線に配慮すること。
- イ 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- ウ 水石鹸入れは備品の容器にて対応し、設備として設けないこと。
- エ 児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。

⑨ 配膳室

- ア 給食搬入口から運搬してくる給食運搬用ワゴン等を一時的に保管しておくため、各階に配膳室を設けること。
- イ 配膳用の小荷物専用昇降機を設置すること。
- ウ 配膳室内には、給食運搬用ワゴン等による衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。

⑩ コミュニティルーム(地域交流室)

- ア コミュニティルームは、保護者や地域住民、児童、教職員が気軽に交流でき、休息のできる

スペースとして、地域利用者が利用しやすいように配置すること。

イ コミュニティルームは、地域住民や企業、団体などが講習や講演等の学習支援活動、踊りや演奏などの実演ができる場として整備すること。また、講習等で使用できるよう、スクリーンを設置すること。

⑪ メモリアルスペース

ア 上記⑩のコミュニティルーム内、あるいは、その他のスペースに、メモリアルスペース※を設置すること。

※メモリアルスペースは、現在の第七小学校と第九小学校に存する記念品等の思い出の品を継承して、保管・展示するスペースを想定する。

(2) 体育館(屋内運動場)

1) 共通

ア 体育館(屋内運動場)は、学校体育等のスポーツ活動に対応可能な計画(天井及び壁面に衝突安全性・耐久性を備える等)とすること。なお、体育館(屋内運動場)の用具等を収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針((財)日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編)」を参照すること。

イ 体育館(屋内運動場)は、新小学校の校舎と一体的に整備すること。

ウ 体育館(屋内運動場)は、新小学校における授業のほか、学童保育所や放課後子ども教室での活動や、市民の社会体育等への開放を想定して整備すること。

エ 災害発生時における、避難所としての利用を行うことを想定し、防災倉庫を設置すること。防災倉庫は、災害時の避難所として必要な食糧、備品、資機材を保管する十分なスペースを確保すること。防災倉庫は、校舎(屋内運動場)と一体が望ましいが、屋外に設置する場合は、屋内運動場付近に設置すること。

オ 体育館(屋内運動場)には、夏季や災害時における利用に配慮し、空調を導入する。

2) 体育室

ア 天井高は、コートの表面から10m程度(障害物があれば床面からその障害物までの高さ)確保すること。また、床材は、適度なクッション性のある材質とすること。

イ コートは、バスケットボール(ミニバスケットボールコート2面、センターコート(28m×15m)1面設置)、バレーボール、バドミントンができる器具等(床面のライン含む)を整備し、姿見(収納扉付)を設置すること。

ウ ステージと体育室の間に開閉式の防球ネットを設置すること。

エ 壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。

オ 体育室の照明は、調光・暗転できるLED照明とし、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。

カ コンセント(プロジェクター用)を設けること。

キ 体育館(屋内運動場)内には、式典用の幕をかけるフック(収納可能なもの)を周囲に設ける

こと。

3) ステージ、放送室、ステージ控室

- ア スタッキングチェア(600脚程度)の収納スペースをステージ下に設けること。
- イ ステージへ昇降する階段(常設とし、左右から昇降できる形式のもの)を設置すること。
- ウ ステージ照明は適切に設置すること。
- エ ステージには、緞帳、一文字幕、袖幕、スクリーン、ホリゾン幕、照明ボタン及び美術ボタン等を適宜設置すること。
- オ ステージには、フロア・壁コンセントを適切に計画すること。
- カ 音響は、前面壁埋込型スピーカー2台と可動式スピーカー、マイクロホン、ワイヤレスマイクロホン、移動用アンプ、マイク、調整卓を体育館の大きさ及び学校運営を想定したときに適正な数量で設け、放送室で操作できること。
- キ 舞台袖に控室及び、雑壇、演台、ピアノを保管できる倉庫を設けること。

4) 器具庫

- ア 器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。

5) 体育館(屋内運動場)用玄関

- ア 地域利用者が円滑に出入りできる位置に体育館(屋内運動場)用玄関を設けること。
- イ 地域利用者を含めた学校関係者以外が体育館(屋内運動場)を利用する場合は、校舎内へ侵入できないように管理区分を明確にすること。
- ウ 地域利用者は、体育館(屋内運動場)用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ(60足程度)及び傘立てを設置すること。

6) 更衣室・トイレ

- ア 更衣室及びトイレを男女別に計画すること。また、トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。
- イ シャワー室を設置すること。
- ウ バリアフリートイレを1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、バリアフリートイレは多機能トイレとし、おむつ替え台を設けるとともに、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。
- エ バリアフリートイレは、トランスジェンダーといった多様な利用者が使いやすい工夫の提案を期待する。

(3) グラウンド

- ア 教職員による見通しなどの安全管理、児童のグラウンドから教室への移動等の動線に配慮

し計画すること。なお、グラウンドのセキュリティ対策として、外部からグラウンドに容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うこと。

- イ グラウンドは、新小学校における授業のほか、学童保育所や放課後子ども教室での活動や、市民の社会体育等への開放を想定して整備すること。
- ウ 災害時等において大型車両(大型バスやはしご車等の大型緊急車両等)が正門(現第七小学校と同様、校舎北側の中央に位置する門を想定)からグラウンドに容易に進入できるように計画すること。
- エ グラウンドには、雨水対策として、降雨による水害を防止又は軽減するため、雨水浸透ますの設置や雨水貯留槽などの雨水流失抑制施設の整備などによる対策を講じること。
- オ グラウンドは、1周150mのトラックの広さを確保し、かつ野球、ソフトボール、サッカー等ができる十分な広さを確保すること。
- カ ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置する。
- キ 「資料11 防球ネット整備位置図」に示す位置に新たに高さ10m程度の防球ネットを設置すること。
- ク 屋外器具庫(石灰の保管については単独の部屋とする。)は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とし、外壁に屋外用コンセントを設けること。
- ケ グラウンドには、総合遊具(コンビネーション遊具)、はん登棒、肋木、中低高の3連のステンレス製鉄棒(高鉄棒下には砂場設置)、幅1.8m程度のステンレス製山型雲梯、滑り台、ステンレス製ジャングルジム、1人乗り4基程度のステンレス製ブランコ等を、安全性に配慮して必要に応じて適切に設置すること。なお、既存遊具は、原則、解体撤去すること。
- コ 校内放送が可能な屋外スピーカー、国旗掲揚塔(ポール3本を想定)を設けること。なお、屋外スピーカーの設置に当たっては、近隣への影響に十分配慮すること。
- サ 水飲み場、足洗い場、花壇、畑、散水栓、理科授業で観察学習が出来るようなスペース等を適切な位置に配置すること。
- シ 本施設にはプールを設置しないことから、災害時等の対応のため、耐震性の防火水槽(埋蔵型で100t1基を想定)を設置すること。
- ス 仮校舎を設置する第九小学校のグラウンドの一角にある芝生について、新校の新校舎のグラウンドへの移設を検討しているため、移設の対応を想定した提案を期待する。

(4) 屋外体育倉庫

- ア 校庭で使用する備品(テント、机・椅子、高跳び用マット、大玉、玉入れ、大綱等)を収納できるスペースを確保すること。
- イ 大型備品の出し入れを考慮して、扉の間口は十分な広さを確保すること。
- ウ 庇を設置すること。
- エ 扉は職員室等から死角にならないように設置すること。
- オ 仕上は、耐久性のあるものとする。
- カ 照明は衝突破損防止カバー付きとする。

(5) 校庭用トイレ

- ア 一般開放時の使用を想定した配置・仕様とすること。
- イ 定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ウ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。

2 学童保育所

1) 共通

- ア 学童保育所は、新小学校から安全かつ円滑に移動できるよう配置計画及び動線計画に配慮すること。また、放課後子ども教室等との連携をする場合に、学童保育所から新小学校の特別教室(図工室、家庭科室)や体育館(屋内運動場)への円滑な移動が可能となるよう配置計画及び動線計画に配慮すること。
- イ 学童保育所内は土足禁止とし、外履きから内履きに履きかえる玄関を設け、玄関には雨に濡れない位置に下足入れ、傘立て等を適切に設置すること。
- ウ 周辺施設に対する騒音に配慮し、天井、壁等に騒音・振動対策を十分に講じること。
- エ 各諸室の規模に適切な出力の空調を設置すること。
- オ 遊び道具等を収納するため、屋外に倉庫を設置し、屋外照明設備(人感センサーや照度センサー等による照明制御が可能なもの)を設置すること。
- カ 必要に応じて、入口等に防犯監視カメラを設置すること。

2) 育成室

- ア 育成室は、適切な遊びや生活の場として、専用スペースとして整備すること。
- イ 学童保育所の利用児童数を考慮した壁面ロッカー(ランドセルと道具入れが入る程度の十分な大きさを確保)・収納スペース・用具置き場(遊び道具等)を設けること。
- ウ 壁の仕上げについては、上部半面の掲示が可能な設えとすること。
- エ 窓は、掃き出し窓にすることが望ましい。

3) 静養スペース

- ア 体調が悪い時等に休息できるよう、静養スペースを確保し、児童が静養できるように配慮すること。
- イ 事務室に近接した配置とすること。

4) 給湯コーナー

- ア 事務室と一体等により、給湯コーナーを配置すること。
- イ 給湯コーナーには、食料の保管スペースを設けること。

5) トイレ・手洗い場

- ア トイレは、児童数を考慮した便器数を確保し、各諸室との距離や動線に配慮して計画するこ

と。また、洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。手洗いは自動水栓とし、手洗いスペースも児童数に応じて十分な広さを確保すること。

イ バリアフリートイレを1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。

ウ 手洗い場は、一度に多くの児童が利用できるよう、可能な限り多くの蛇口を設置すること。

6) 事務室

ア 事務室には、執務スペース、貸出遊具・書類等の収納スペース、倉庫を設けること。

イ 事務室は、玄関に近接し、育成室での活動の様子が見渡せる位置に配置すること。また、カウンター(個人情報扱うため、プライバシーが確保できるように配慮)を設置すること。

3 集会所

ア 地域団体の活動の場として会議等が可能な72㎡程度の部屋1部屋、36㎡程度の部屋1部屋を配置すること。72㎡程度の部屋は、可動間仕切で2室に区切ることが可能となる仕様を想定する。

イ 集会所の利用者動線と新小学校、学童保育所の利用者の日常的な生活動線の交錯を避けるなど、セキュリティ面に十分に配慮すること。

ウ 会議やコミュニケーションの場として活用するため、柔軟かつ効率的にレイアウトできるように計画すること。

エ 貸出時間内の他施設とのセキュリティを確保すること。

オ 集会所には、トイレ(男女別及びバリアフリーレイ)と事務室(給湯コーナーを含む)を整備する。

カ 必要に応じて、入口等に防犯監視カメラを設置すること。

4 外構等

1) 校門※

ア 正門(現第七小学校と同様、校舎北側の中央に位置する門を想定)には、施設名を適切な位置に明記すること。また、案内板も設けること。

イ 校門には門扉等を設置し、施錠可能なように計画すること。

ウ 正門と校舎の間にセキュリティのための門(オートロック)を設ける等により、新小学校のセキュリティを確保すること。

※校門 … ここでは、学童保育所、集会所を含め、本施設の敷地へ出入りするための門の総称とする

2) 植栽

ア 敷地内に、四季を感じることでできる樹木等を植栽し、緑豊かな環境を創造すること。なお、中高木は避け、可能な限り維持管理が容易な低木を前提とすること。なお、併せて、既存樹木については、伐採・伐根をして整備すること。

イ 落葉樹を設ける場合は、植える場所に配慮し、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたす

ことのないように計画するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。

3) 駐車場・駐輪場

- ア 駐車場は、円滑かつ安全な出入りが可能な場所に配置し、外灯(自動点灯及び時間点灯が可能なもの)を適切に配置すること。また、緊急時を除き、車両が駐車場からグラウンドに乗り入れできないよう計画すること。
- イ 本施設の利用者のための駐車場として10台分以上、可能な限り多く設けるとともに、建物までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。
- ウ 障害者等用の駐車場(1台以上)を整備し、建物に最も近い位置に整備すること。
- エ 駐車場の仕上げは、アスファルト等で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。
- オ 車路は適切に路面標示を行うこと。
- カ 大型バスを使用する場合に、乗降が安全かつ円滑にできるよう配慮し計画すること。
- キ 駐輪場(屋根・照明付)は、本施設の利用者用に適切な位置に設けること(40台分程度)。

4) サイン計画

- ア サイン計画は、統一性があり空間と調和すること。
- イ サイン全般は、シンプルかつ大きな文字のデザインで、分かりやすさはもとより楽しく親しみのあるデザインとすること。
- ウ 案内サイン(新小学校の職員・来客用玄関や職員室、体育館(屋内運動場)等、学童保育所、集会所の玄関等)は、建物内及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- エ 室名称のサインは、すべての諸室に設け、分かりやすく表示すること。なお、室名の文言は、設計関連業務段階において当市に確認すること。
- オ トイレ等の室名称のサインでシンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラム等としてもよい。
- カ サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所については、新小学校の外壁に金属製の校章を1箇所、体育館(屋内運動場)の一文字幕中央に刺繍の校章を1箇所とする。

5) ごみ保管庫

- ア ごみ保管庫は有蓋とし、本施設からのごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、新小学校、学童保育所、集会所のそれぞれが使用できるように設置すること。

6) その他

- ア 雨水浸透ますによる雨水処理や保水性舗装による地表温度管理等の環境に配慮した外構計画とすること。
- イ 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止

- するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとする。
- ウ 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。また、雑草等が生息しないよう、コンクリートや防草シート等で表面を覆うこと。
 - エ 概ね30cm以上の盛土や切土等による土地の物理的形状の変更を行わずに（ただし、事業予定地内の塀等の除却は除く）整備すること。
 - オ キュービクル、受水槽、ポンプ、給湯器、バルブ等を設置する場合は、第三者に操作されないようにフェンスで覆い、施錠できるようにすること。
 - カ 災害時における炊出しに活用できるかまどベンチ等の防災ファニチャーを設置する提案を期待する。
 - キ 災害時の非常用トイレとして、敷地内に既存のマンホールトイレが設置されているので、これを活かした配置計画とすること。
 - ク 災害発生時等において、通信手段の確保のために被災者等が無料で使用可能な特設公衆電話を設置すること。なお、現在の第七小学校敷地においては、屋内運動場の外壁に電話配線のスチールボックスが設置されており、その配線に電話機を接続することで災害時特設公衆電話が仕様できる仕組みとなっている。この機能を新校でも維持できるよう、適切に整備すること。
 - ケ 体育館（屋内運動場）等の地域開放諸室に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置する提案を期待する。
 - コ 現在、第七小学校の正門（校舎北側の中央に位置する門）近くにある応急給水栓（災害時に使用する専用の給水栓）について、新校においても活用できるよう適切に整備すること。

5 仮校舎

- ア 新校舎の工事期間中は仮校舎を第九小学校敷地内に設置して教育活動を行うこととし、可能な限りグラウンドの広さを確保すること。なお、詳細については添付資料10「仮校舎の概要」に示す。
- イ 配置は、児童が学校生活を送るうえで、騒音・振動などによる影響を極力抑えるよう検討すること。

第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準

1 業務の対象範囲

設計業務は本施設を対象とし、その設計については、プロポーザル時の提案書類、施設整備請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- ア 事業者は、設計業務の内容について当市と十分に協議・打合せし、業務の目的を達成すること。
- イ 事業者は業務の進捗状況に応じ、当市に対して建築設計の検討内容や進捗状況を定期的に報告すること。
- ウ 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行すること。
- エ 事業者は、「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」(編集:東京都財務局建築保全部技術管理課)最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を基準とし、業務を遂行すること。
- オ 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を当市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを当市に提出すること。
- カ 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、当市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。工事内訳書の作成は原則としてRIBC2(財建築コスト管理システム研究所開発の「営繕積算システム」)によること。
- キ 当市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国等へ交付金等の申請を行う場合等、当市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

2 業務期間

設計業務の期間は以下に記載された期間を目安に本施設の供用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施することができる設計業務期間を設定すること。

基本設計期間:契約後～令和8年3月予定

実施設計期間:令和8年4月～令和9年3月予定

3 設計体制と管理技術者等の設置

事業者は、設計業務の実施体制として、管理技術者(建築設計業務責任者)、意匠、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者を配置すること。また、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、以下の書類を提出すること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

なお、管理技術者の変更はやむを得ない場合を除いて不可とする。

- ア 設計業務着手届
- イ 管理技術者及び照査技術者等通知書(経歴書を添付のこと。)
- ウ 主任担当技術者届(経歴書を添付のこと。)

4 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、当市に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。その他、設計関係書類については、当市作成の「設計委託受託者提出図書一覧表」による。各種書類は、事業者が作成し、当市に提出・報告すること。

5 基本設計及び実施設計完了時の確認

基本設計及び実施設計の終了時には契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、当市の承認を受けること。

- ア 当市は、事業者の立会いのもとで完了検査を実施する。
- イ 完了検査は、6で提出される設計図書により実施するものとする。
- ウ 事業者は、当市の行う完了検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正すること。

6 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

ア 事業者は、建築設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び提案書類に基づいて基本設計を行い、当市が基本設計の完了を確認した後、実施設計を行うこと。

イ 事業者が提出する設計図書等の体裁やサイズ・部数等については、当市が別途指示する。

ウ 基本設計及び実施設計段階において、以下を作成すること。

透視図：基本設計時、外観(A3)1枚(周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図又は見上げ図)、実施設計時：外観(A2)2枚(周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図及び見上げ図)、内観(A2)3枚

模型：(基本設計完了時の平面図を用いて作成してよい)縮尺(1/300)、主要材料(スチレンボード等)、敷地全体及び周辺環境まで含めること。植栽や外構の仕上を再現し、壁面等は色彩を表現すること。通行人、車両、道路標識、周辺店舗等も再現して、子どもたちの想像力を引き立てられるように工夫すること。建物の各層ごとの分割は不要とする。付属品として、運搬保管用段ボールケース、展示用アクリルケースを用意すること。

エ 実施設計時には長期修繕計画書を作成し、提出すること。

7 設計関連業務に係る留意事項

ア 当市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて当市が決定する。

当市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。

イ 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、

協議後速やかに当市に報告すること。関係機関との協議において、当市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して当市は協力する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を当市に提出すること。当該申請等に係る手数料は、事業者が負担すること。

ウ 建築設計業務の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に当市に連絡し、承認を受けること。

エ 建築設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守すること。

オ 建築設計業務の実施にあたり、知り得た情報や当市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

カ 事業者は、当市が国・都ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。当市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は当市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

キ 事業者は、施設整備に伴う各種申請等について、設計業務の開始に際し、必要な申請事項をすべて記載した「申請チェックリスト」を作成し、当市の確認を受けること。

ク 事業者は、建築確認通知の作成提出に際して、当市の関係部署と事前相談を行うこと。

8 設計変更について

当市は、建築設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は当市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに当市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、建築設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに当市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

第3章 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、施設整備請負契約書、本要求水準書、プロポーザル時の提案書類に基づいて、本施設の建設等を行うこと。

第2節 業務期間

建設業務期間は、以下に記載された期間を目安に事業者の提案による。本施設の建設工事を効率的かつ円滑に実施することができる工期を設定すること。

また、本施設は令和12年4月から供用開始できるよう、令和12年1月末までに建設工事(外構工事を含む。)を完了すること。なお、仮校舎の解体(増築棟のみ)等を含めたすべての工事を令和12年6月末日までに完了すること。

建設工事期間:令和9年6月～令和12年1月予定

文部科学省の公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金の申請を予定している。建設工事に当たっては、これら負担金及び交付金に係る手続きとの整合等に留意すること。なお、学校施設環境改善交付金については、危険改築事業、屋外教育環境施設の整備、防災機能強化事業及び太陽光発電等導入事業の申請を検討している。

第3節 業務の内容

1 基本的な考え方

- ア 建設業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、当市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、当市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- イ 建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。
- ウ 建設業務の実施にあたっては、市内事業者の活用や市内事業者からの材料等の調達などに努めることにより、地域経済活性化に貢献すること。
- エ 本事業の着手に先立つ近隣住民等への説明や調整は当市が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- オ 敷地内及び周辺道路においては、工事期間中(建設、外構工事のほか仮校舎・既存施設解体撤去等を含む。)を通じて、児童が安全かつ円滑に登下校できる動線を確保すること。また、近接する既存の学童保育所、及び近隣住民等の移動の安全に十分配慮した動線の確保や安全対策等を行うこと。
- カ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。
- キ 建設業務の実施にあたり、知り得た情報や当市から貸与・提供された関連資料等に関して第三者に漏らしてはならない。
- ク 事業者は「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設

備工事標準仕様書」(編集:東京都財務局建築保全部技術管理課)最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を基準とし、業務を遂行すること。

2 工事計画策定にあたり留意すべき項目

- ア 関連法令等を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- イ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民等の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ウ 近隣住民等への対応について事業者は当市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- エ 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。

3 実施体制

- ア 事業者は、工事監理関連業務について管理技術者を頂点とし、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者を配置し、当市に報告すること。また、施工関連業務は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)を定めて工事現場に配置し、当市に報告すること。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。
- イ 主任技術者等は本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- ウ 監理技術者は、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする。
- オ 業務実施体制について、業務の開始前に当市の承諾を受けること。なお、現場代理人及び主任技術者等の変更はやむを得ない状況を除いて不可とする。また、管理技術者、主任技術者、現場代理人及び主任技術者等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

4 着工前業務

1) 各種申請業務

計画通知申請等の建築工事に伴う各種手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを当市に提出すること。

2) 近隣調査・準備調査等

- ア 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋影響調査を含む。)を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- イ 建物工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建物工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。

ウ 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

エ 建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合、着手前に「調査計画書」を提出し、当市の承認を受けること。事業者が実施する調査に関して、当市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して当市は協力する。

3) 工事監理計画書の提出

事業者は、施工関連業務の着工前に、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書を作成し、当市に提出して、承諾を得ること。

その他、工事監理関係書類については、当市作成の「設計委託受託者提出図書一覧表」による。各種書類は、事業者が作成し、当市に提出・報告すること。

4) 施工計画書の提出

工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に、建設業務計画書(総合施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、工事着手届出書及び現場代理人及び主任技術者等通知書とともに提出して当市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり建設工事を安全かつ円滑に実施するため、当市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して当市は協力する。

その他、工事関係書類については、当市作成の「建築・電気設備・機械設備工事受注者提出図書一覧表」による。各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを当市に提出・報告すること。

5 建設期間中業務

1) 基本事項

事業者は関係法令等を遵守し、設計図書及び建設業務計画書に従って、本施設の建設工事を安全かつ円滑に実施すること。

ア 工事の記録は、本施設の工事現場に常に整備すること。

イ 工事の進捗状況は、当市に毎月報告すること。また、当市が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

ウ 当市は、事業者が開催する工程会議に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。

エ 工事関係車両は、あらかじめ周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置など、周辺道路に関して万全の安全対策を講じること。

オ 敷地内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底すること。

カ 工事に必要となる電気・水道等は、事業者の責任において調達すること。

キ 工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図ること。

ク 工事用の大型車両は、計画地の北側からの出入りを想定している(東側と西側は児童の登下

校用)が、児童や近隣住民等に対する安全性が確保できることを条件として、事業者が別の出入口を設置する提案も可能とする。

2) 建設工事

各種関係法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設を実施すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

ア 事業者は、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に当市に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

イ 建設工事に伴い産業廃棄物や残土が発生する場合は、それらを処分場まで運搬し、適切に処分すること。

3) 工事監理関連業務

ア 工事監理者は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成し、工事監理の状況を当市に定期的に(毎月1回程度)報告するほか、当市の要請があったときには随時報告を行うこと。

イ 当市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

4) 什器・備品等の調達及び設置業務

設計図書に基づき、添付資料8「施工関連業務に含む什器・備品等リスト」に示す什器・備品等のうち事業者が調達・設置するものについては、添付資料8「施工関連業務に含む什器・備品等リスト」に示すものと同様以上の性能及び機能を有する什器等の製作及び設置を行うこと。

什器等の仕様については事業者の提案に基づき、当市との協議を経て、決定する。

5) 近隣対応・対策業務

ア 工事現場内の安全対策を徹底するとともに、建設工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じること。

イ 工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害又は被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担すること。

ウ 敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応すること。

エ 事業者は、工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵等の発生、排水処理及び敷地周辺道路の泥汚れ、交通量の増加など、近隣住民等に及ぼす影響を最小限に抑制するため、事業者の責任において、合理的に要求される範囲の適切な対策を実施すること。

オ 事業者は、着工前に近隣住民等に工事内容及び作業時間等に関する説明等を実施し、理解を得ること。工事期間中についても、必要な施工状況の説明及び調整を行い、円滑に工事を実施すること。

カ 各種工事は、近隣住民等からの苦情等が発生しないよう留意して実施すること。苦情等が発生した場合は、事業者を窓口として工程に支障がないよう必要な措置を講じること。

キ 事業者は、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を当市に報告すること。

6) 電波障害対策業務

建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施すること。

7) 保険等

建設期間中、事業者は工事目的物及び工事材料等に火災保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

6 完成時業務

1) 事業者による自主完成検査

ア 事業者は、自らの責任及び費用において、自主完成検査を実施すること。事業者が自主完成検査を実施する際は、実施日の14日前までに当市に書面で通知すること。当市は必要に応じて事業者が実施する自主完成検査に立会うことができる。

イ 事業者は、自主完成検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて当市に報告すること。

2) 当市による完了検査

ア 当市は、事業者による自主完成検査の終了後、必要書類を受け付けたうえで、完了検査を実施する。

イ 完了検査は事業者立会いのもとで、当市が承認した設計図書との照合により実施する。

ウ 完了検査の結果、当市が是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定めたとうえで、事業者へ書面により指示を行う。事業者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、期日までに是正等を完了させたとうえで、再検査を受けること。

エ 事業者は自主完成検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い、「学校環境衛生基準」の基準値以下であることを確認し、当市に報告すること。濃度の基準値については、測定時の最新基準とすること。

オ 指針値が決められていない有害物質についても、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制すること。

3) 竣工引渡し

ア 事業者は当市に対して施設整備請負契約書に記載する必要書類及び鍵の提出とともに日付を明記した書面により本施設の引渡しを行うこと。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行うこと。

イ 各種設備等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成し、当市に提出するとともに当該マニュアルの説明を行うこと。

4) 完成図書の提出

事業者は、本施設の完成時に次の完成図書を提出すること。

- ・ 工事完了届:1部
- ・ 工事記録写真:1部
- ・ 完成写真(アルバムとして作成):2部
- ・ 竣工図(建築):一式(A1)1部、(A3)4部
- ・ 竣工図(電気設備):一式(A1)1部、(A3)4部
- ・ 竣工図(機械設備):一式(A1)1部、(A3)4部
- ・ 竣工図(什器・備品配置表):一式(A1)1部、(A3)4部
- ・ 竣工図(設計変更確認図):1部
- ・ 什器・備品リスト及びカタログ:1部
- ・ 各種品質確認記録:1部
- ・ 打合せ記録簿(定例会議等):1部
- ・ 契約目的物引渡し書:1部
- ・ 保証書、同一覧表:1部
- ・ 鍵引渡し書(鍵番号一覧表共):1部
- ・ メーカーリスト(建築版、設備版、什器備品版):1部
- ・ 設備機器仕様・規格・取り扱い説明一覧表:1部
- ・ 官公庁関係書類、同一覧表(確認申請副本などは頭紙の複写を添付):1部
- ・ 予備品リスト:1部
- ・ 設備機器仕様書・企画書及び取扱説明書:1部
- ・ 要求水準書との整合性の確認結果報告書:1部
- ・ 事業提案書との整合性の確認結果報告書:1部
- ・ 保全に関する資料:1部
- ・ その他必要書類:1部
- ・ 上記すべてのデジタルデータ(CADデータ含む):4部

5) 完成見学会等の実施

ア 事業者は、本施設の運用開始に際して、設備等の使用説明会を実施する場合や、当市が完成見学会等を実施する場合には協力すること。

第4章 解体撤去等業務に関する要求水準

第1節 業務の内容

1 解体撤去業務に関する基本事項

現第七小学校敷地における既存施設(既存校舎、既存屋内運動場及び既存プール等敷地内のすべての建物、既存遊具、既存樹木等)の解体撤去工事は、仮校舎の供用開始後に着工することを基本とし、児童や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。工事期間は、以下に記載された期間を目安に令和12年4月に本施設が供用開始できることを前提に、建設期間も考慮した期間を設定し、事業者の提案による。

既存施設解体工事期間:令和9年6月～令和9年12月予定

仮校舎解体(増築棟のみ)工事期間:令和12年4月～令和12年6月予定

- ア 解体撤去業務に係る進捗管理は事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、当市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、当市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- イ 事業者は解体工事設計、解体施工計画を行うこと(解体工事設計は、現地調査、解体方法等を記載した図面作成、解体数量・発生材料数量の積算と内訳書の作成、電気・機械設備機器等撤去数量の積算を含む業務)。計画時には予見できない事象が発生した場合は、速やかに当市に報告し、対応方法について協議を行うこと。
- ウ 当市は解体工事設計、解体施工計画の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、当市から計画変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、契約書の規定に従うものとする。
- エ 事業者の事由により、計画内容や工程の変更が発生する場合、直ちに当市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、解体業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに当市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。
- オ 解体撤去業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、当市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、当市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- カ 解体撤去業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。
- キ 事業者は、当市と十分に打合せ・協議を行うとともに、解体工事設計、解体施工計画の検討内容や進捗状況等を定期的に報告すること。当市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて当市が決定する。当市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。
- ク 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに当市に報告すること。関係機関との協議において、当市の協力を必要とする場

合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して当市は協力する。

- ケ 当市は解体工事設計、解体施工計画の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応すること。
- コ 当市への提出書類に関して、各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを当市に提出・報告すること。
- サ 解体工事設計、解体施工計画、解体撤去業務の実施にあたり、知り得た情報や当市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

2 着工前の準備業務

- ア 工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に解体撤去等業務計画書(施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、当市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、解体撤去工事を安全かつ円滑に実施するため、当市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して当市は協力する。
- イ アスベストについては、撤去のための調査を行うこと。アスベストの新たな存在が判明した場合、当該処理費用は合理的な範囲で当市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更などについては、当市との協議のうえで決定する。調査結果は当市に報告すること。

3 工事期間中の業務内容

- ア 事業者は、関係法令等を遵守し、解体撤去等業務計画書に従って、既存施設の解体撤去工事を適切に実施すること。地中障害物があることが判明した場合には、当該処理費用は合理的な範囲で当市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更などについては、当市との協議のうえ決定する。
- イ 解体撤去工事により発生した廃棄物等は、関係法令等に基づいて適切に処理・処分するとともに、積極的に再資源化等を図ること。なお、既存施設を撤去する際に、施設内に残置された什器等の廃棄は、本業務において行うこと。また、解体工事におけるガラの処分を徹底して行うこと。
- ウ 解体工事設計、解体施工計画業務を遂行するにあたり、不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成すること。
- エ 解体撤去工事の記録は、工事現場に常備すること。
- オ 解体撤去工事の進捗状況は、当市に毎月報告すること。

4 工事完了時の業務内容

建設業務に関する要求水準に準じる。

5 保険

解体撤去工事期間中、事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

6 近隣対応・対策

建設業務に関する要求水準に準じる。

第5章 仮校舍建設業務(仮校舍の解体含む)に関する要求水準

第1節 業務の内容

1 基本的な考え方

新校舍建設期間中は仮校舍を設置して教育活動を行うため、児童や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。仮校舍は平屋建てとし、第九小学校敷地南側(校庭)の位置に整備するものとする。可能な限り校庭の広さを確保する配置計画を求める。なお、仮校舍は、第九小学校の既存校舍とその校庭に増築する校舍(増築棟)を合わせたものである。増築棟の建設、解体・撤去が業務である。

仮校舍設計・建設工事期間:契約後(令和7年6月)～令和9年1月予定

仮校舍供用期間:令和9年2月～令和12年3月予定(引っ越し期間含む。)

仮校舍解体(増築棟のみ)期間:令和12年4月～令和12年6月予定

設計着手前には全体工程を提出し、設計期間、建築確認期間、工事期間を明確に表示すること。工程については厳守すること。

ア 添付資料10「仮校舍の概要」を基に基本設計を行い、当市の承認後実施設計を行うこと。

イ 配置は、児童が学校生活を送るうえで、騒音・振動などによる影響を極力抑えるよう検討すること。

ウ 児童・教職員・保護者・来校者等学校利用者動線と、新校舍建設中の工事動線を明確に分け安全性を確保すること。

エ 道路から学校及び校舎内の主要な経路には段差を設けないこととし、スロープを設けること。

オ 必要な設備・什器・備品については、既存校舎と同様の考え方である。当市と調整を行うこと。

カ 建物及び、設備機器等の保守点検を行うこと。

キ 鉄骨造とし、耐震性については、重要度係数を1.00とする。

ク 仮校舎撤去後は、整地等により現状復旧を行うこと。

ケ 仮校舎(増築棟)の設計にあたり、建築基準法第85条に基づく仮設許可の適用について、特定行政庁と協議を行うこと。仮設許可を取得することにより、建築基準法その他の法令の制限が緩和可能な場合は、緩和可能な条項に応じた各社仕様製品の使用を可とする。なお、法令の制限緩和等による仕様製品の変更に伴う諸費用は事業者の負担とする。

コ 意匠は各社仕様準ずる。関係法令等を遵守し、当市と打合せのうえ仕様等を決定すること。

サ 本業務に使用する材料、製品は所定の機能及び耐力を有すること。

シ リース品を用いる場合であっても、品質が保証できるものとする。

ス 既存校舎から仮校舎への什器等の移設については当市が行う。

セ ごみ置き場、物置は既成品も可とし風雨に対応できるようにすること。

ソ 最上階天井裏及び建物外周の壁には、断熱材を充填すること。

タ 天井高は、概ね2,500mm以上とするが、協議のうえに変更することは可とする。

チ 床荷重については、建築基準法等の関係法令等に準拠すること。

ツ 使用する主要な構造部材については品質の証明ができる書類を添付すること。

テ 出入口には庇を設けること。下地は鉄骨とし屋根材は折板程度とする。なお、給食配膳室の搬入出入口の庇については搬入作業に支障がないような大きさとする。

ト サッシは引違窓とすること。また、指挟み防止措置を行う等の配慮を行うこと。

- ナ 外周部サッシは落下防止のため、はずれ止め対策を行うこと。
- ニ 構造上、必要なブレースが窓に干渉することは可とする。ただし、必要最小限とし、児童が触れることを想定し、パッドで覆うなどの適切な保護処理を施すこと。建築物内の壁ブレースについては内装材で隠蔽すること。
- ヌ 屋根は二重折半工法とし、断熱性能及び防音性能を考慮すること。
- ネ すべての什器に転倒防止金具を設置し、重量物設置箇所及び重量物の設置が見込まれる箇所については床補強を行うこと。
- ノ 床補強の必要な部屋は配膳室1階(保冷库やコンテナ等)を見込んでいる。なお、補強については各社仕様とすること。
- ハ 廊下に設置する掲示板・荷物吊り下げフック等は、廊下壁面に設置すること。
- ヒ 点字ブロックについては、利用中に剥がれることが無いように留意し、万が一剥がれた場合は早急に対応すること。
- フ 仮校舎建設に支障が生じる樹木については、必要最低限の伐採・伐根をすること。
- ヘ 仮校舎建設に支障が生じる遊具については、移設をすること。
- ホ 解体工事に関しては、ガラの処分を徹底して行うこと。
- マ 電気設備の種類は以下とし、仮校舎の設置に必要な設備を設けること。設置については当市と協議すること。

1) 電灯・コンセント設備

- ア 各室の用途や利用形態、安全性、利便性などを考慮して、適切な位置・数のコンセントを設置すること。普通教室には、タブレット端末の充電保管庫を設置することに留意すること。
- イ コンセントには、必要に応じて、被雷対策や防水・漏電防止対策を講じること。
- ウ 照明器具には、「学校環境衛生基準」に基づき適切な照度を確保できるLED照明を採用すること。なお、照明設備計画にあたっては、自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減を十分に配慮すること。
- エ 照明器具は、必要に応じて、電球等の破損による破片の飛散防止対策を講じること。
- オ 非常照明及び誘導灯(バッテリー内蔵型)は、関係法令等に基づき設置すること。
- カ 人感センサーや照度センサー等による照明制御を適宜導入し、消費電力を低減できる計画とすること。
- キ 夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯(屋外照明設備)を計画すること。

2) 幹線・動力設備

- ア 空調設備やポンプ類等の動力制御盤の設置、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- イ 動力盤、分電盤の設置位置は当市と協議すること。各機器の近くで電源を切り切りできるなど、維持管理面の安全性に配慮し、必要に応じて漏電防止対策を講じること。
- ウ ケーブルラックや配管仕様は、耐候性を考慮して選定すること。

3) 受変電設備

- ア 引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案することとし、仮設にてキュービクルを設置し受変電を行うこと。
- イ 引込位置等については電力供給会社と協議のうえで決定すること。また、敷地内の配線に1号柱及び架空配線に必要な電柱を建柱し配線すること。
- ウ 大雨や台風による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- エ 変圧器は、負荷系統に適した構成とすること。
- オ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- カ 幹線設備は、電圧降下に配慮して設置すること。
- キ 仮設キュービクルは、学校運営上支障のない位置に設置し、安全確保のため防護柵を設置すること(リース品でも可とし、防護柵は高さ1,800mmのネットフェンス程度とする。)。電気主任技術者については、必要に応じて配置し、各関連機関と協議のうえ業務を遂行すること。

4) 情報通信設備

① 情報通信設備全般

- ア ICT活用のための環境整備として、高速通信ネットワーク環境の整備を行うこと。
- イ 必要に応じて、有線LANが仕様できるように配管配線工事を行うこと。
- ウ 原則、新小学校の仮校舎内のすべての諸室において、無線LAN(Wi-Fiルーターを含む。)が利用できるように整備すること。
- エ 回線契約は1Gbpsベストエフォート以上を想定すること。
- オ PCなど情報端末への配線は、利用箇所付近まで埋め込み式とすること。
- カ 有線LANを整備する室は、配線等の取出しが自由に行えるよう2重床などで配線すること。
- キ LANケーブルはカテゴリ6A以上の規格とし、単体の敷設距離が100mを超える場合はネットワーク中継ハブで中継を行いネットワークパフォーマンスの維持を図ること。

② 学習系ネットワーク

- ア インターネット回線が利用できるように整備すること。
- イ 各教室にWi-Fi及びLANを整備すること。
- ウ 新小学校の仮校舎内のすべての諸室にLAN用アウトレットを整備すること。
- エ 配線工事、配管工事及びLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。
- オ 引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。
- カ その他、仮校舎(増築棟)の建設状況に応じて、学習系ネットワークを含む高速通信ネットワークを適切に整備すること。

③ 電話設備

- ア 多目的室等(設置する室は、事業者の提案により、当市と協議のうえ決定)で外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、また、校内諸室に内線電話を設置すること。設置する室は、添付資料10「仮校舎の概要」参照し、当市と協議のうえ適切に設置すること。外線用の電話機は、教職員の業務時間外においては、業務時間外である旨を案内する転送サービスにつ

なげることを想定する。

イ 機器は既存校舎からの移設とはせず新設とし、回線の移設費についても見込むこと。

④ 時刻表示装置

ア 時計は、正確な時刻が表示されるものを採用し、視認性の良い位置に設置すること。

⑤ 放送設備

ア 必要箇所に放送できるように計画すること。

イ 消防法に定める非常放送設備やBGM、チャイムなど学校運営に必要な設備を設置すること。

⑥ テレビ共同視聴設備

ア 電波の受信状況を考慮し、適切な設備を設置すること。非常時に、事務室、職員室及び校長室で正確な情報が常時視聴できるようにすること。

⑦ 機械警備設備

ア 仮校舎での機械警備に関しては管理運営も含め事業者の負担とすること。

イ 機械警備は廊下要所及び各主要室での天井センサー監視及び1階主要出入口のドア開閉センサーとする。センサーの位置等の詳細は当市と協議のうえで決定すること。

ウ 機械警備の開始は引渡し日からとすること。

⑧ 防災設備

ア 関係法令等に基づき、各種防災設備(消火設備、警報設備、避難設備等)を適切に設置すること。

イ ガスを使用する室には、ガス漏れ検知器を設置すること。

⑨ 自動制御設備

ア 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能なものとすること。

⑩ 空調設備

ア 感染症拡大防止の観点踏まえ、外気温に関わらず、換気が可能なしくみを導入すること。

イ 仮校舎内の諸室は全室に空調を完備することを基本とする(教材室・倉庫は除く。)。共用部(廊下・トイレ)の空調設備は整備しないことを基本とする。

ウ 積極的に自然エネルギーを導入して、快適な温熱環境を保持できるように計画すること。

エ 空調システムは、各室の用途や利用形態、ランニングコストなどを考慮したうえで、事業者の提案とすること。

オ 学習環境や近隣への影響(騒音、臭気、振動、排熱等)に配慮すること。

カ 室内における温度分布の不均一や気流による不快感等に配慮すること。

キ 運用性を考慮し、既存校舎職員室には集中リモコン、諸室には個別リモコンを設置すること。

ク 室外機には、必要な安全対策を講ずること。

⑪ 換気設備

- ア 校舎内の換気設備は、各室の用途や利用形態などを考慮するとともに、各室・空間の形状等も踏まえて、適切に計画すること。
- イ シックハウス症候群の影響に配慮し、十分な対策を講じること。
- ウ 外気を取り込む換気口のフィルターは、取り外しや洗浄等を容易に行うことが可能な構造とすること。

⑫ 給水給湯設備

- ア 直結給水とすること。
- イ 仮校舎外部に手洗い場を2箇所、足洗い場を1箇所程度見込むこと。なお、既成品使用も可とする。

⑬ 排水衛生設備

- ア 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- イ 1階には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人口膀胱の方(オストメイト)など、誰もが円滑に利用することができるようにするとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。

⑭ 外構

- ア 仮校舎設置後も校庭の一部は、暫定的に使用するため、雨天時のぬかるみ等がないよう仮校舎とレベルを調整し、ダスト舗装等を行い不陸のないものとする。
- イ その他、建設業務に関する要求水準に準じる。

2 着工前業務

施工関連業務に関する要求水準に準じる。

3 建設期間中業務

仮校舎の設置・解体時の工事使用可能エリアは、当市と協議のうえで決定すること。
その他、施工関連業務に関する要求水準に準じる。

4 完成時の業務

施工関連業務に関する要求水準に準じる。

5 保険等

工事期間中、事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

6 近隣対応・対策業務

施工関連業務に関する要求水準に準じる。

7 完成見学会等の実施

事業者は、本施設の運用開始に際して、設備等の使用説明会を実施する場合や、当市が完成見学会等を実施する場合には協力すること。